

令和 5年 5月 30日

会員薬局各位

一般社団法人 諫早市薬剤師会
会長 堀 剛

在宅医療廃棄物の適正処理について

日頃より当会運営にご協力頂きありがとうございます。

県央保健所管内において、在宅医療廃棄物の不法投棄が疑われる事案が発生し、市町と共同して回収等の対応が行われました。

在宅医療廃棄物は感染性一般廃棄物に該当しますが、管内市町では処理困難物として回収していない場合もあるため、回収を実施されている薬局におかれては引き続き回収へのご協力をいただくとともに、患者に対して在宅医療廃棄物の適切な廃棄を指導していただきますようお願いいたします。

記

県央保健所管内で発生した事案

- (1) 腹膜透析（CAPD）バッグの道路端への投棄
- (2) インスリンの針の投棄及び針を回収しようとした周辺住民の針刺し事故

当会ホームページ (<http://e-ipa.jp>) の会員向けページに、「在宅医療廃棄物の取扱いガイド」（日本医師会）を掲載していますので、ご確認ください。